

現徳山市域内の

明治維新期に活躍した群像たち（その一）

—ペリー来航から御殿山英國公使館焼打まで—

会員 小林省三

はじめに

明治維新时期は、一九世紀後半に日本が幕藩体制から近代天皇制国家へと移行する一大変革の期間であった。

それは、世界史的規定制（外圧）と国内的矛盾や必然性（内圧）のきり結ぶところで、二世紀半以上続いた江戸幕府の支配体制を崩壊せしめ、近代天皇制の創出・形成および日本資本主義の生成・展開の出発点となつた政治的・経済的・軍事的・社会的・文化的な変革が進行した期間であった。

この期間、現徳山市域内でもあらゆる階層出身の群像たちが明治維新の勝者あるいは勝者のなかの敗者として活躍した。本稿では調査は未だ十分ではないが、これら群像たちの活躍について、現在明らかになつた部分を紹介することとしたい。

ここでは、明治維新时期を嘉永六年ペリー来航時から明治九年一〇月末の萩の乱に呼応して勃発した同年一月一日の徳山暴動までとする。

一、ペリー艦隊の来航

本節では、ペリー艦隊来航時に活躍した徳山藩士たちを紹介する。

嘉永六年（一八五三）六月三日早朝よりペリー艦隊の四隻が、伊豆沖を通過して江戸湾に進入し、アメリカ大統領からの国書の受理を求め、また江戸湾内の測量を行なった上で同月一二日午前江戸湾を退去するという事件が起きた。

その折、幕府によって相州西浦賀から腰越八王子山に至る西南海岸一帯の警備を命じられた萩宗藩の要請による徳山藩の対応を次の史料から確認できる。

史料1（註①）

安政二年乙卯（一八五五）三月朔日ノ命

相模國大浦山御備場近日之内御本家ヨリ御引渡相成候ニ付各義兼テ御沙汰之通り来ル七日出足彼地被差越候間可彼得其意旨ニ為此申入候以上

伊ヶ崎準太殿
兼崎 昌司殿

陣屋に入った。

史料2（註②）

浦賀江御人数被差出事

一 安政二年乙卯三月一三日先般宗藩江被仰付候御備場

之内相模國三浦郡松輪村之内大浦山御台場一ヶ廻玉薬蔵一ヶ所此御方江御割渡相成、御防方御人数等被差出候様御本家より御達ニ付夫々御人数被差出其段御届相成、後安政五年戊午一一月一五日御交代に付御人数引取

史料1・2から分かるように徳山藩では、安政元年（一八五四）四月一九日に宗藩の命により警備を割り当てられていた大浦山台場と弾薬庫一ヶ所に「御防方御人数」差出し、その警備についた。その折、徳山藩主毛利元蕃は、安政元年に江戸詰めとなっていた兼崎昌司を砲台監察兼大砲方に任命した。その命により兼崎は、伊ヶ崎と同道して安政二年（一八五五）三月七日に江戸を発した。兩人はそれぞれ荒仕子一人ずつを従え、拾匁筒を携えていた。途中神奈川で一泊し、八日相州上宮田に着き、一〇日に上宮田の徳山藩用の原陣屋に入った。

ついで同年三月一二日には、既に嘉永二年（一八四九）八月三日に江戸留守居役となっていた松野幹右衛

門が、物頭・大砲方及び輕卒三〇数名を率いて上宮田の原陣屋に到着した。その後、徳山藩の相州警衛は、

安政五年（一八五八）六月一九日まで継続された。

同一九日、幕府は日米修好通商条約を調印すると、

摂海の警備をより一層嚴重にするため、翌二〇日毛利氏の相州警備を免じ兵庫の警備に転任させた。兼崎昌司も安政二～五年半ばまで浦賀に在勤したが、安政五

年六月一一日に徳山に帰っている。

兼崎昌司は、文政四年（一八二一）に誕生。天保九年（一八三八）一八歳のとき徳山藩人松岡皆人の紹介で堺の斎藤鸞江の塾に入つたが、学問に熱中したため帰国期限が守れず、そのため嘉永元年（一八四八）家を断絶された。しかし、三年後の嘉永四年（一八五二）八月には許されて「学館御算用役」を仰せ付けられ、高二〇石を与えられて家は再興された。そのことは、次の史料から分かる。

史料3（註③）

兼崎昌司

右別紙御書付之趣ニ付前書之通被下之御徒被召仕候

史料4（註④）

高島流砲術皆傳箇條

兼崎昌司

右於江戸御用問合之節西洋流砲術修業被仰付候
その後、昌司は高島流砲術を学び、安政五年午四月
一〇日「高島流砲術皆傳箇條」を受けられたことが、
次の史料で確認できる。

右學館御算用役被仰付候間福間左衛門受差圖可被相
勤候

覚

兼崎昌司

一 高 二十石 也

右別紙御書付之趣ニ付前書之通被下之御徒被召仕候
已上

嘉永四年辛亥歲八月十七日

また、兼崎昌司は安政元年（一八五四）七月三日付
で、次のような藩命を受けている。

史料5（註⑤）

一步騎砲三兵之編成

一諸彈之製藥器械之製造

り被仰付出精候旁為御賞美銀五百目被下之候條彌以

一小大炮銃箇架二樣之制度

一廂車輜重車之製作

文久二年（一八六二）五月四日藩主毛利元蕃に従つて上京した兼崎昌司は京において国事を図ろうとする

一城塁之築造

一三軍之人數配當陣營作法

安政五戊午十二月十五日

一着發彈之秘事

出精可相勤候事 右之通被仰付候已上

右依積歲修業最以傳授免許矣今又砲技一切皆傳授與焉自今可為人之師也矣

流祖高島四郎太夫茂敦

下曾禰金三郎信敦

岡田増太郎清澄印

が運がなく、八月二九日に病没した。享年四二歳
徳山藩では、砲術修行者のために文政二年（一八一

九）三月には、遠町稽古料として毎年銀三百匁ずつを給した。弘化四年（一八四七）二月になると三番丁に射的場が設けられ中島流砲術の稽古が開始された。安政四年（一八五六）三月朔日には、中島流砲術師範羽仁三郎太夫に西洋流砲術の師範を兼ねさせた。次の史料によれば、徳山藩の西洋流砲術師範羽仁三郎太夫もペリー艦隊の相州浦賀に來航時、藩主の命により嘉永

安政五年午四月

兼崎昌司殿

高島流砲術の皆傳を得た兼崎は、その後徳山藩の西洋銃陣教授方となり藩兵を調練したことが、次の史料で分かる。

史料6（註⑥）

覚

兼崎昌司

右西洋流砲術相心掛先年於江戸其向皆傳其後御用懸

が確認できる。

史料7（註⑦）

一夢斎羽仁君墓表

君諱俊保。称三郎太夫。一夢斎其号。本中川氏。有命嗣羽仁氏。

君善中嶋流砲術。君師蘿山翁之於砲技。精妙無比。

人皆所知也。而君其義弟也。又能承其業。大砲巨礮至小砲短銃。無一不窮其精者。於是。命為其師。訓授師弟。闔藩入其門踰半。而熟技與方者。不為不多。將以供他日攻守之用也。嘉永癸丑。偶米艦來相州浦賀也。幕府令德山侯任其警備。侯乃命君掌其事。翌年君帰国。時方尊攘最盛。君受命劃策海防大有所為也矣。「安政二年相州三浦郡の海防方」君以慶応丙寅五月得病。以其閏七月二十三日没。享年五十九。葬於城東金沙山福田蘭若。聘莊原氏三男。伯保章嗣。仲讓在今学寮。叔尚幼。嗚呼。人皆哀君之功亡而不能知其著。或雖知之。而不能言之。故著其不能知。發其不能言。特揭所以不至湮廢之理使之劉諸墓上。

慶応三年歲在丁卯冬十二月 同藩 飯田 俊撰

二、安政の大獄と桜田門外の変
本節では、安政の大獄と桜田門外の変に拘った唯一の徳山人飯田忠彦を紹介する。

安政の大獄は、安政五年（一八五八）九月から翌六年にかけて井伊政権が反井伊派を力でもって弾圧した恐怖政治であった。その処罰は、宮・廷臣・三家・親藩の諸大名・宮家家臣・諸藩士・在野志士・浪人にまで及ぶ広範なものであり、被処罰者は九九人に達した。そして安政七年（一八六〇）三月三日井伊直弼は、大獄に反発した志士たちにより桜田門外の変で大獄の返り血を浴びて横死した。

これらの事件に拘った飯田忠彦の生涯と事跡の大要是、大正一二年に大野直輔等の手によって徳山公園内に建立された「旌功碑」で知ることができる。

史料8（註⑧）

先生諱忠彦、寛政十一年己未十二月生于徳山藩生田家、出繼飯田氏、仕于有栖川宮、為人聰明、夙唱勤王、常志修史獨力編野史二百九十一卷、未嘗借入幫助、拮据三十八年、如一日、其他著書數部、嘗為幕府所捕、繫獄一百日、尋有桜田之變、幕府又疑其為党類、吏來將捕、憤怒之余、割腹而死、如其詳伝載野史卷首、故不復贅云々。

飯田忠彦は、寛政二年（一七九九）一二月一八日徳山藩士生田十藏の二男として徳山で生まれた。

文化七年（一八一〇）、藩校鳴鳳館に入学。翌文化八年に乞われて同藩士松尾恒貞の養子となり、文化十二年（一八一五）君命により江戸詰めとなつたが、女性問題で致仕。同時に養家を去り、上京してその内河内国八尾に遊び偶々同地の郷士飯田健介を知つてその養子となり、飯田姓を名乗つた。

その後、天保五年（一八三四）一一月二七日に有栖川家の家来となり、年来の宿望を達した。それは次の

史料で知ることができる。

史料9（註⑨）

奉願口上覚

私儀

年来当御所様御家來之儀奉願上度志願御座候得共、不得折空敷罷在候、何共奉恐入候得共、此度太田左兵衛殿以御吹奏御家來之儀奉願上候、右願之通被仰付被下候半者冥加至極難有仕合奉存候、此段諸大夫御衆中迄宜御執成御披露奉願候 以上

天保五年十一月

飯田要人 印

有栖川宮様御用人御衆中

飯田忠彦は、当時の有栖川家当主第七代中条卿韶仁親王や世子熾仁親王から厚い御親任を得ていた。

しかも当時、飯田忠彦は畢生の大事業ともいべき『野史』の著述に精進していく天保四年（一八三三）頃には草稿数一〇巻が出来ていたという。彼はその後、実に稿を起こしてから三〇有余年の歳月を費やし『大日本史』に継続する後小松天皇から仁孝天皇迄の国史

の成立を告げている。かくて愈々『野史』公刊の計画を立てたが、不幸にも安政の大獄に連座させられたことで一頓挫した。これは、彼の抱懐する勤皇精神によるものと思われ、当時、彼が交際していた人物は鵜飼左衛門・春日潛庵・梅田雲浜・藤田東湖・大橋訥庵・橋本左内等であり、これらの人達も全員安政の大獄で罰せられている。

飯田忠彦も安政五年（一八五八）二月六日突然京都奉行所から召状を受け、間もなく江戸に櫻送され吟味を受けた。その結果、水戸家への勅書の写送付の件と有栖川若君攘夷建白書加筆の件に拠つて罪状が決定し、帰洛の上百ヶ日の謹慎を命じられた。しかるにその後、万延元年（一八六〇）三月に勃発した桜田門外の変で再び嫌疑がかかり、京都奉行所に捕らわれの身となつた。そのため彼は痛憤し、遂に同年五月二三日に自殺を企て二七日に死去した。享年六三歳。

歴史家として『野史』の著述は有名であるが、他にも優れた著書が有る。即ち、

- 毫埃 五〇巻五〇冊 • 有栖川宮系譜 一冊
- 謄号考 一〇巻五冊 • 門跡伝 二二巻二冊
- 御黒御所伝二巻二冊 • 文武世系纂要五〇巻五五冊
- 諸家系図 六二巻 • 諸系譜 八〇巻
- 国史姓名譜 一五冊等である。

三、品川御殿山英國公使館焼討事件

本節では、品川御殿山英國公使館焼討事件に拘つた徳山人遠藤貞一郎を紹介する。

文久二年（一八六二）一一月一二日の金澤一舉未遂以来高杉晋作等は、同志を御楯組と称して、

「此の度、我々共夷狄を誅戮し、其首級を揚げ罷帰急度攘夷之御決心被為遊、今般仰出候勅意速に貫徹致度存詰、發足候處恐多も世子君出馬被為遊候て、壯志感服の至に候得共我等孤立にては心細に付、一先帰參尊攘の實功補佐呂候様、御懇切の御教諭被仰付、一同不堪感泣の至必竟此度の一舉も、君上を後に仕候儀毛頭無之、御決心之段奉祈候ての事に付、此後

は益々忠誠を勵み、御奉公可仕段申上、引取候事に

付、此同志中の儀は斃れる迄は、十三日夜之次第忘却候ては不相叶、百折不屈、夷狄を掃除し上は叡慮を貢き下は君意を徹する外他念無之、國家の御楯となるべきの覺悟肝要たり。同志中一旦連結の上は進退出處盡く相謀り自己の了簡に任すまじき也。同

志中落途有之歟、又は所存相違有之時何時までも論辯すべし、面従腹誹は於武士道愧べき處なり。秘密の事件は父母兄弟たりとも洩らすべからず、萬一被召捕八裂に逢ふとも露顯致等の儀有之間敷也。御楯組中一人たりとも恥辱を蒙る時は其余之恥辱たり、相互に死力を以て救援し組中の汚名を取まじき也。我々共死生を同くし正氣を維持するに付ては、いか計流離顛沛に逢ふとも尊王攘夷の志屈し撓べからず、聚散離合を以て志變ずるは禽獸と謂ふべし。幾千萬里を隔つとも正義凜然見苦敷振舞有之間敷也。右同志之契約致違背候時は幾應も合論辯、萬一承引無之に於ては組中申合詰腹に及ぶべし。依て天神地祇に

誓ひ血盟する事如件。(以下略)」(註⑩)

と互いに血盟初志の貫徹を期していたが、高杉晋作が、「今や幕府は攘夷の勅諭を奉じながら、外国公使館を御殿山に新築しつつあり、かの名地を外夷腥賣の氣に汚すは吾等の見るに忍びざる所なり、宜しく一炬に附して金澤の失敗を償ふべし」(註⑪)

と発議して、同年一二月一二日の夜半に御殿山の英國公使館の焼討を行つた。これに参画・断行した者は、血盟書連判者高杉・久坂・有吉・大和・長嶺・志道・赤根・山尾・白井の外、伊藤春輔・堀眞五郎・福原乙之進・遠藤貞一郎(註⑫⑬)等であつた。

この事件は、長州藩士による最初の攘夷実力行使であつたところにその歴史的意義を認める事ができる。遠藤貞一郎(別名、希一・貞一・儀右衛門、号培園)は、天保二年(一八四一)六月一日、徳山藩における近代医学の開祖といわれた遠藤春岱の嫡男として生まれた。貞一郎は『白石正一郎日記』(註⑭)によれば文久二年(一八六二)九月六日に下関の白石正一郎を

訪問し「事情聞合也」して「今夜止宿」している。ま

た、同年一〇月一四日の記述には「徳山遠藤貞一より
来書長井雅榮建白書並び弁駁書書状等來ル」とある。

この日記より貞一郎は、文久二年九月頃にはすでに医業を廃し（藩政幕末の徳山藩分限帳では平士）、国事に奔走していたことが分かる。彼はその後、江戸に出て文久二年一一月七日に有備館に入り勤皇の志士と交わった。そして同年一二月一二日には、高杉晋作等の

御楯組諸志士とともに、御殿山英國公使館焼討事件に参画し断行した。

文久三年（一八六三）一月五日には、高杉晋作・山尾庸三・白井小助・伊藤俊輔等とともに、小塙原にあつた吉田松陰の遺骸を若林の大天山（現世田谷区若林）に改葬した。

元治元年（一八六四）七月一九日禁門の変がおこると、彼は江戸で幕吏に捕らえられ新見藩の江戸屋敷に幽閉された。

二年後の慶応二年（一八六六）、徳山に帰国して参

政し、また山崎隊総督と献功堂長を兼務した。

明治二年（一八六九）には、世子毛利元功留学中の英國に池田梁蔵・伊藤湊と共に留学し、翌三年帰国した。帰国後は、徳山藩大参事に任命されたが、明治四年（一八七一）七月一四日の廢藩置県実施後、上京し内務省に勤務した。その後次の史料で分かるように山口に帰り、大津郡長や下関区長を歴任している。

史料10（註¹⁵）

會乙第一四五七号

客年十一月廿六日付相達置候貴郡向津具下村字大浦所屬捕鯨海面ニ於テ捕鯨營業致度段同郡川尻村平永豊松外六名ヨリ願出即チ聞届候条捕獲之節ハ成規ノ地方税賦課候儀ト可相心得此段相達候也

明治十五年一月十三日　山口県令　原保太郎　印

大津郡長　遠藤貞一郎殿

晩年には再び上京し、明治二二年（一八八八）六月一五日、東京で死去した。享年四八歳。東京都青山墓地に葬られている。

おわりに

本稿は、徳山地方郷土史研究会「平成一一年度第二回例会」および「平成一二年度第一回例会」で研究発表したものを加筆、成稿したものである。調査が不十分な面もあるが、与えられた紙幅の関係で各群像たちの経歴・業績などについては関係した事件との関連のみを詳述し、その他の記述はできるだけ割愛した。今後も調査を進め、明治維新期の各段階における事件で活躍した「現徳山市域内の群像たち」について調査検討をしていきたい。

- 註 ① 兼崎茂樹『橙堂遺稿』 一二六頁
註 ② 徳山市史編纂委員会編
『徳山市史史料』 五六〇頁
註 ③ 兼崎茂樹編『橙堂遺稿』 二四〇二五頁
註 ④ 右③に同じ 二六頁
註 ⑤ 右③に同じ 一八八頁
註 ⑥ 右③に同じ 二八頁

⑦ 徳山市羽仁家文書

- ⑧ 小川五郎著『防長文化史雑考』
マツノ書店復刻本 八五頁

- ⑨ 右⑧に同じ 八六頁

- ⑩ 安藤德器著『趣味の維新外史』
マツノ書店復刻本 七五〇七八頁

- ⑪ 右⑩に同じ 七八頁

- ⑫ 神本正律著『周南地方史話』 八〇頁

- ⑬ 武田勘治著『久坂玄瑞』

- マツノ書店復刻本 二八六頁

- ⑭ 『徳山地方郷土史研究』第五号 三五頁

- 付記 ⑮ 県庁文書「瀬戸崎捕鯨紛議」より

本稿作成にあたり、多くの啓蒙書籍の恩恵を受けているが、それらについては註記しなかつた。